

横 浜 ゴ ム 株 式 会 社

定 款

第 1 章 総 則

（ 商 号 ）

第 1 条 当社は、横浜ゴム株式会社と称し、英文では、The Yokohama Rubber Company, Limited と表示する。

（ 目 的 ）

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1） 各種タイヤ・チューブの製造、販売
- （2） 工業用ゴム製品、その他各種ゴム製品の製造、販売
- （3） 合成樹脂製品、その他化学製品の製造、販売
- （4） 金属製品の製造、販売
- （5） スポーツ用品の製造、販売ならびにボウリング場、テニスコート場およびゴルフ練習場の経営
- （6） 土木・建築工事の設計、施工、監理および請負
- （7） ゴム製品、合成樹脂製品、接着・充填・塗膜防水製品、金属導管・金属継手・止金具等金属製品に関する製造設備の設計、製作および販売ならびに同製造設備取扱いの技術指導
- （8） 電子計算機および周辺機器の販売ならびにソフトウェアの開発、保守、管理および販売
- （9） 不動産の賃貸、売買、仲介および管理
- （10） 家具、室内装飾品、美術工芸品の輸入および販売
- （11） 清涼飲料水の販売
- （12） 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- （13） 労働者派遣事業
- （14） 旅行業法に基づく一般旅行業
- （15） 天然ゴム漿液を利用した肥料の製造および販売

- (16) 有価証券の保有および運用
- (17) 情報通信機器および周辺用品ならびに情報通信システムの開発、製造および販売
- (18) 金融業
- (19) 前各号に関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を神奈川県平塚市に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、4億株とする。

（単元株式数）

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式を有する株主の権利）

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

2. 前項の請求があった場合において、当社が売り渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 定時株主総会は、毎年 1 月 1 日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに招集する。

(基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(招集者および議長)

第 14 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、代表取締役が 2 名以上の場合または代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、それぞれの代表取締役または他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（ 決議の方法 ）

第 15 条 株主総会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（ 議決権の代理行使 ）

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会開会前に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（ 議事録 ）

第 17 条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、当会社に保存する。

（ 電子提供措置等 ）

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

（ 員 数 ）

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員会である取締役は、5 名以内とする。

（ 選 任 ）

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。ただし、取締役の選任は、累積投票によらない。

（ 任 期 ）

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（ 役付取締役 ）

第 22 条 当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から社長 1 名を選定し、さらに取締役会長 1 名、取締役副会長 1 名および取締役副社長若干名を選定することができる。

（ 代表取締役 ）

第 23 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。代表取締役は、若干名選定することができる。

（ 報酬等 ）

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で決める。

（ 招 集 ）

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 7 日前までに発する。

ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（ 取締役会規則 ）

第 26 条 取締役会に関しては、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

（ 重要な業務執行の決定の委任 ）

第 27 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（ 取締役会の決議方法 ）

第 28 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取

締役の過半数で行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役の責任免除）

第 29 条 当社は、取締役（取締役であった者含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（招集）

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 7 日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規則）

第 32 条 監査等委員会に関しては、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

第 6 章 計 算

（事業年度および決算期）

第 33 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとし、事業年度の末日を決算期とする。

（ 剰余金の配当等の決定機関 ）

第 34 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（ 剰余金の配当の基準日 ）

第 35 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

3. 前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（ 配当の除斥期間 ）

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領のないときは、当社は、支払い義務を免れる。

（附則）

（ 監査役の責任免除に関する経過措置 ）

第1条 当社は、第 147 回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

以 上

定款(YK-RM-001)

改正の記録および最新版の決裁

1. 制定 1917 年 10 月 13 日 (制定)
2. 改正 1923 年 12 月 26 日 (本店移転 横浜市→東京市)
3. 改正 1924 年 2 月 9 日 (会社の目的変更)
4. 改正 1929 年 1 月 18 日 (資本の金額、公告、株主総会議長、取締役の持株数等の変更)
5. 改正 1930 年 9 月 25 日 (資本の金額、会社の発行する株式総数の変更)
6. 改正 1932 年 10 月 25 日 (商号の英文表示、工場の所在地、グッドリッチ社の表示等の変更)
7. 改正 1933 年 2 月 28 日 (利益金処分方法の変更)
8. 改正 1934 年 6 月 27 日 (決算期変更 年 2 回→1 回)
9. 改正 1936 年 2 月 28 日 (役付取締役選任変更)
10. 改正 1938 年 12 月 14 日 (本店移転 東京市→横浜市、取締役員数変更)
11. 改正 1939 年 2 月 16 日 (資本金変更)
12. 改正 1939 年 8 月 5 日 (株主総会議長、役付取締役選任変更)
13. 改正 1940 年 9 月 12 日 (株式払込金、資本金、会社の発行する株式総数の変更)
14. 改正 1941 年 2 月 27 日 (株券裏書譲渡の追加)
15. 改正 1942 年 2 月 24 日 (取締役、監査役員数の変更)
16. 改正 1943 年 2 月 27 日 (公告方法の変更)
17. 改正 1943 年 10 月 30 日 (資本金、会社の発行する株式総数の変更)
18. 改正 1945 年 2 月 28 日 (商号の英文表示削除)
19. 改正 1945 年 11 月 26 日 (公告方法の変更等)
20. 改正 1946 年 3 月 28 日 (株主総会議長、役付取締役選任変更)
21. 改正 1947 年 5 月 25 日 (会社の目的変更)
22. 改正 1947 年 11 月 30 日 (代表取締役の変更)
23. 改正 1948 年 8 月 25 日 (株主総会議長及び役付取締役選任変更、常任監査役選任追加)
24. 改正 1949 年 8 月 5 日 (資本金変更)
25. 改正 1950 年 6 月 30 日 (商号の英文表示追加、会社の目的、公告方法等の変更)
26. 改正 1951 年 9 月 29 日 (本店移転 横浜市→東京都港区、商法改正に伴う変更)
27. 改正 1951 年 11 月 20 日 (会社の発行する株式総数の変更)
28. 改正 1953 年 2 月 28 日 (会社の発行する株式総数の変更)
29. 改正 1953 年 8 月 28 日 (会社の発行する株式総数の変更)
30. 改正 1954 年 2 月 27 日 (会社の発行する株式総数の変更)
31. 改正 1954 年 8 月 28 日 (会社の発行する株式総数の変更)
32. 改正 1955 年 2 月 28 日 (会社の発行する株式総数の変更)

33. 改正 1955 年 8 月 29 日 (会社の発行する株式総数の変更)
34. 改正 1956 年 2 月 28 日 (会社の発行する株式総数の変更)
35. 改正 1956 年 8 月 30 日 (会社の発行する株式総数の変更)
36. 改正 1957 年 2 月 28 日 (会社の発行する株式総数の変更)
37. 改正 1957 年 5 月 30 日 (会社の発行する株式総数の変更)
38. 改正 1957 年 8 月 30 日 (監査役の員数変更)
39. 改正 1958 年 2 月 28 日 (代表取締役選任の変更)
40. 改正 1960 年 2 月 27 日 (会社の目的変更)
41. 改正 1960 年 8 月 30 日 (名義書換代理人設置)
42. 改正 1960 年 10 月 20 日 (会社の発行する株式総数の変更)
43. 改正 1961 年 8 月 30 日 (名義書換手数料、株主総会議長、役付取締役選任、代表取締役選任の変更)
44. 改正 1961 年 12 月 15 日 (会社の発行する株式総数の変更)
45. 改正 1963 年 2 月 27 日 (会社の発行する株式総数の変更)
46. 改正 1963 年 8 月 30 日 (会社の発行する株式総数、取締役及び監査役員数変更)
47. 改正 1963 年 10 月 1 日 (商号変更 横濱護謨製造株式会社→横浜ゴム株式会社)
48. 改正 1964 年 2 月 28 日 (会社の発行する株式総数の変更)
49. 改正 1965 年 8 月 30 日 (株主総会議長、取締役及び監査役の員数、任期の変更)
50. 改正 1967 年 8 月 30 日 (会社の目的変更、字句の修正)
51. 改正 1972 年 2 月 28 日 (会社の発行する株式総数の変更)
52. 改正 1972 年 8 月 30 日 (転換社債発行に伴う配当金支払の項変更)
53. 改正 1973 年 8 月 30 日 (取締役、監査役の員数変更)
54. 改正 1974 年 2 月 27 日 (会社の目的変更：建設業法改正による)
55. 改正 1975 年 2 月 27 日 (商法改正に伴い、監査役に関する規定、年 1 回決算への移行、中間配当制度新設等)
56. 改正 1976 年 3 月 30 日 (会社の発行する株式総数の変更)
57. 改正 1982 年 3 月 30 日 (商法改正に伴い、単位株制度新設、株主名簿閉鎖期間の短縮)
58. 改正 1984 年 3 月 30 日 (会社の目的変更)
59. 改正 1987 年 3 月 30 日 (会社の目的変更)
60. 改正 1990 年 3 月 29 日 (会社の目的変更)
61. 改正 1992 年 3 月 27 日 (商法改正に伴う無記名式株券の廃止、株券保管振替法新設に伴う規定の追加、株主名簿閉鎖制度を廃止し基準日制度への変更)
62. 改正 1994 年 3 月 30 日 (商法改正に伴う監査役任期の伸長、監査役員数変更、監査役会制度新設に伴い規定の追加)
63. 改正 1995 年 3 月 30 日 (決算期変更：12 月 31 日→3 月 31 日)
64. 改正 1998 年 6 月 26 日 (利益による株式消却に関する規定の新設)
65. 改正 1999 年 6 月 29 日 (取締役の員数変更)

- 66. 改正 2001 年 6 月 28 日 (会社の目的変更)
- 67. 改正 2002 年 6 月 27 日 (商法改正に伴い額面株式 1 株の金額規定等の削除、単位から単元への変更等)
- 68. 改正 2003 年 6 月 27 日 (商法改正に伴う所要の変更、取締役及び監査役の任期の変更等)
- 69. 改正 2004 年 6 月 29 日 (商法改正に伴う所要の変更、単元未満株式の買増し制度等の新設)
- 70. 改正 2005 年 6 月 29 日 (監査役に関する附則の削除)
- 71. 改正 2006 年 6 月 29 日 (会社法施行に伴う所要の変更、機関、単元未満株式を有する株主の権利、取締役及び監査役の責任免除等の新設、発行可能株式総数の増加、株主名簿管理人の名称変更等)
- 72. 改正 2008 年 6 月 27 日 (公告方法の変更)
- 73. 改正 2009 年 6 月 26 日 (株券電子化制度に対応した内容見直しと本変更に係る経過的な措置を定めるため第 7 章 附則を新設する。)
- 74. 改正 2010 年 1 月 6 日 (第 7 章 附則の削除：有効期限経過のため)
- 75. 改正 2011 年 6 月 29 日 (事業年度の変更に伴う所要の変更、会長選定にあたっての所要の変更および決算期変更に係る経過的な措置を定めるため第 7 章 附則を新設。)
- 76. 改正 2012 年 1 月 1 日 (第 7 章 附則の削除：有効期限経過のため)
- 77. 改正 2015 年 3 月 27 日 (発行可能株式総数および単元株式数の変更)
- 78. 改正 2015 年 7 月 1 日 (附則の削除：有効期限経過のため)
- 79. 改正 2017 年 3 月 30 日 (役付取締役の変更 (副会長追加))
- 80. 改正 2022 年 3 月 30 日 (本社機能を東京都港区から神奈川県平塚市の平塚製造所に移転・統合することに伴う変更、2022 年 9 月 1 日に施行される「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定に伴う変更、付則を追加)
- 81. 改正 2023 年 3 月 30 日 (本社機能を東京都港区から神奈川県平塚市の当社平塚製造所に移転・統合することに伴い、現行定款第 3 条に定める本店所在地を東京都港区から神奈川県平塚市に変更、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第 29 条第 2 項を変更、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第 34 条として新設、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更)

(以上)